

愛知県知事指定 訪問介護事業所 高須ヘルパーステーション

重要事項説明

1. 当施設は、愛知県知事指定訪問介護事業所です。

名称	高須ヘルパーステーション
住所	愛知県西尾市一色町赤羽上郷中 1 1 3 番地 1
指定番号	2 3 7 5 9 0 0 2 1 0
管理者	小野雅彦

2. 訪問介護事業の目的及び運営方針

- ①当事業所では、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活全般にわたる訪問介護サービスを提供します。
- ②当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ③サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努めます。

3. 職員の職種、員数

- | | |
|------------|----------------|
| ①管理者 | 1 名 |
| ②サービス提供責任者 | 2 名以上 |
| ③訪問介護員 | 2. 5 名以上（常勤換算） |
| ④事務職員 | 1 名以上 |

4. 従業者の職務内容

- ①管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ②サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。
- ③訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たります。
- ④事務職員は、事務の処理を行います。

5. サービスの内容

- ①安否確認
- ②食事、排泄、入浴、清拭、外出介助等、利用者の身体の介護に関するサービス
- ③調理、掃除、洗濯、シーツ交換、買い物等、利用者本人にかかわる家事に関するサービス
- ④居宅介護支援事業者との連絡、調整

6. 営業日及び営業時間

- ①営業日 月曜日から日曜日まで
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
上記の時間外についてもご相談に応じます。
また、緊急の場合は、電話等で常時連絡が可能です。

7. 営業地域

通常の事業の実施地域は、西尾市（佐久島除く）です。
実施地域外にお住まいの方のご相談にも応じます。

8. 利用料金

①保険給付の自己負担額を、以下のとおりお支払いいただきます。

【要介護の方】

(1) 身体介護	20分未満	170円
	20分以上30分未満	254円
	30分以上1時間未満	403円
	1時間以上	591円
	1時間以上（30分増す毎に）	85円

※2割負担の方

	20分未満	340円
	20分以上30分未満	508円
	30分以上1時間未満	807円
	1時間以上	1,182円
	1時間以上（30分増す毎に）	171円

※3割負担の方

	20分未満	510円
	20分以上30分未満	763円
	30分以上1時間未満	1,210円
	1時間以上	1,772円
	1時間以上（30分増す毎に）	256円

(2) 生活援助	20分以上45分未満	187円
	45分以上	229円

※2割負担の方

	20分以上45分未満	373円
	45分以上	458円

※3割負担の方

	20分以上45分未満	560円
	45分以上	688円

※西尾市は地域区分6級地に該当するため、介護報酬1単位の単価が10,42円で計算されます

上記の基本料金に、下記が加算されます。

特定事業所加算Ⅱ	× 1. 1 0 倍
介護職員処遇改善加算	× 1. 2 4 5 倍

(3) 加算	早朝（午前6時～午前8時）	2 5 %加算
	夜間（午後6時～午後10時）	2 5 %加算
	深夜（午後10時～午前6時）	5 0 %加算
	初回加算（1月につき）	2 0 8 円（2割負担：417 円、3割：625 円）
	緊急時訪問介護加算（1回につき）	1 0 4 円（2割負担：208 円、3割：313 円）
	生活機能向上連携加算（1月につき）	1 0 4 円（2割負担：208 円、3割：313 円）

※自己負担額は概算額です。加算等により増減しますのでご了承ください。

②交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、以下の金額をお支払いいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから片道1キロメートルごとに 5 5 円（消費税込）

9. 実費

訪問介護員が利用者の買い物、利用者との外出同行等の際に使用する交通費については、実費を徴収させていただきます。また、訪問介護員の車両等を利用した場合は、下記の料金を徴収させていただきます。

・1キロメートルにつき 3 0 円（1キロメートル未満は切り上げ）

実費分については、原則としてサービス利用料金と一緒に請求させていただきます。

10. キャンセル料

利用予定前日までにご連絡がなく利用者の都合でサービスを中止する場合、また利用予定時間に不在の場合は所定のキャンセル料をいただきます。

・当日の4時間前までに連絡が無かった場合、利用額の自己負担額の全額

ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情があるときはキャンセル料は不要です。

11. 緊急時の対応

訪問介護サービス従業者は、訪問介護実施中に、利用者に急変その他緊急事態が生じた時には、管理者に連絡の上、速やかにご家族、その他緊急連絡先に指定された方に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて主治医への連絡、又は緊急搬送等の連絡を行います。

又、担当の介護支援専門員への報告も行います。

当事業所は、災害や警報発令時には職員の安全確保のため、訪問を控えさせていただく場合があります。また、訪問中に緊急警報などが発令された場合もサービスを途中で中止させていただくことがあります。

12. 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、訪問介護サービスの利用予定が入っている場合においても、地震、台風等の天災、その他緊急時にはサービスの実施ができなくなります。また、サービスの実施中に緊急警報等が発令された場合も同様です。

13. 相談窓口

利用者、ご家族等は当事業所の提供する訪問介護サービスに対しての要望、苦情についていつでも高須ヘルパーステーションへ申出ることができます。

担当者 小野雅彦

電話 0563-72-0531

受付時間 月～土 8:30～17:30

【その他の相談窓口】

西尾市役所 健康福祉部 長寿課 0563-65-2119

安城市役所 保健福祉部 介護保険課 介護審査係 0566-71-2257

碧南市役所 健康推進部 高齢介護課 介護係 0566-41-3311

岡崎市役所 福祉部 長寿課 介護サービス室介護給付班 0564-23-6682

蒲州市役所 市民福祉部 長寿課 介護保険係 0533-66-1176

愛知県国保連合会 介護保険課内 苦情相談室 052-971-4165

14. 利用の終了

①次のいずれかに該当する場合には、訪問介護サービスの提供は終了します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者からサービス提供終了の意思表示がなされたとき
- (4) 利用者が介護保険施設等へ入所したとき

②当事業所は、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込がなく、訪問介護サービス利用の目的を達することが不可能になったとき、14日以上予告期間をもってサービス提供を終了することができます。

15. サービス提供の記録

①当事業所は、指定訪問介護を提供した際には、指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービスの額、その他必要な事項を、利用者の居宅介護サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記録します。また、この記録は5年間保存します。

②利用者からの申し出があった場合には、上記のサービス提供の記録を文書の交付、その他適切な方法によりその情報を提供します。

16. 個人情報の利用

当事業所で得た個人情報は、下記の目的に限り使用します。

- ①介護サービスの提供
- ②介護給付費の請求事務
- ③介護運営管理のうち、利用開始・終了等の管理、会計・経理、事故等の報告、介護サービスの向上にかかる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料
- ④事業所内で行う検討等
- ⑤施設案内等の送付
- ⑥医療法人社団福祉会内部での情報共有
- ⑦審査支払機関への診療報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑧他の保健医療関連業種との連携
- ⑨家族等への利用者の状況説明
- ⑩賠償責任保険などに係る専門団体、保険会社等への相談、届出

なお、生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。(救急病院への情報伝達等)

また、利用目的が変更される場合は、事前に変更事由を説明し、同意を得た上で利用変更します。

17. 賠償責任

- ①訪問介護サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- ②利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者及びご家族は連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

18. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

19. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選定しています。

管理者：小野雅彦

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

20. 業務継続計画の策定について

- ①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

2 1. ハラスメント対策について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
 上記は、当該事業所の職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ③従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

2 2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

西尾市一色町赤羽上郷中 1 1 3 番地 1

高須ヘルパーステーション

説明者 氏 名 _____ 印

私は、本書面により事業者から訪問介護サービスについて、重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続 柄) _____

(代書した理由) _____